

潮来市立学校教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

< 目次 >

1	計画策定の趣旨及び現状	1
2	基本方針	2
3	目標	2
4	計画の期間	2
5	対象	3
6	実施する業務管理・健康確保措置の内容	3
7	関連する取組、今後のフォローアップについて	5
8	まとめ	5
	【参考資料】学校と教師の業務の3分類（文部科学省）	7

令和8年4月
潮来市教育委員会

1 計画策定の趣旨及び現状

(1) 計画策定の趣旨

近年、学校現場では教育内容の高度化・多様化に伴い、教育職員の業務負担が増大している。教育職員が心身の健康を保ち、安定的に教育活動を行うことは、子どもたちの学びの質を確保する上で不可欠である。

本計画は、国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条」の一部改正、及び文部科学省の指針に基づき、潮来市教育委員会が所管する学校に勤務する教育職員（以下、本計画の本文中では「教職員」という）の業務量の適切な管理及び心身の健康確保を図ることを目的として策定するものである。

(2) 本市の現状

令和6年度の教職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	35 時間 08 分	27.0%	0.1%
中学校	45 時間 17 分	45.3%	0.7%

- 校務支援システムや留守番電話等の導入、時間外在校等時間調査と結果に応じた支援等により前年度と比較して時間外在校等時間は減少している。
- 時間外在校等時間の月 45 時間を超える割合が、特に中学校では約 45%と多くなっており、部活動の地域展開への過渡期における負担や、行事の多様化が影響している。また、小学校では若手教員の教材研究や事務作業に伴う長時間勤務が、時間外在校等時間の増加の要因のひとつとなっている。
- 教頭や教務主任等、学校運営の核となる職員に事務作業や調整業務が集中しており、組織的なマネジメントの再構築が求められている。
- 調査回答や成績処理、地域行事への対応など、本来の教育活動以外の付随業務が教師の創造的な時間を圧迫している。

こうした現状を改善することで、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。これまでの取組を踏まえつつ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員給与に関する特別措置法（給特法）第8条」に基づき、目標を設定することが肝要である。

2 基本方針

- (1) 教育職員の在校等時間を客観的に把握し、業務量の適切な管理を行う。
- (2) 長時間にわたる勤務の未然防止及び改善を図る。
- (3) 心身の健康確保及び不調の早期発見・対応に努める。
- (4) 学校と教育委員会が連携し、組織的な取組を推進する。

3 目標

本計画では、国の指針を踏まえ、以下の数値目標を達成する。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（1か月時間外在校等時間：45時間、1年間時間外在校等時間：360時間）の範囲内とするため、数値目標を以下のとおりとする。

- ① 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間以下にする。
- ③ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。

(2) ワーク・ライフバランスや働きがい等に関する目標

教職員の心身の健康確保や教職の魅力を確保するため、教職員のワーク・ライフバランスや働きがい等に関する目標を以下のとおりとする。

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ストレスチェックにおける職場内の健康リスク値を80以下とする。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、以下のとおりとする。

- 令和8年度から令和10年度まで（3年間）

※「第2期潮来市教育振興基本計画」の終期と整合を図り、毎年度末に達成状況の評価・更新する。加えて、制度改正や学校現場の状況変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。

5 対象

本計画の対象は、潮来市教育委員会が所管する小学校、中学校に勤務する教職員とする。

6 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

国が掲げる「学校と教師の業務の3分類」(p.8 参考資料)を踏まえ、本市では以下の項目について優先的・重点的に取り組む。

① 学校以外が担うべき業務（原則として学校は担わない）

・登下校の見守り活動等

地域住民や交通安全ボランティアとの連携を深め、教職員による早朝の立ち番・見守りを原則解消する。

・放課後から夜間などにおける校外の見回り・補導対応

夜間の巡回等は警察や地域に委ね、補導時の引き取りは保護者の第一義的責任であることを地域で再徹底する。

・学校徴収金の管理（公会計化）

完全公会計化を目指し、教師が現金管理や督促事務に関わる負担ゼロを目指す。

・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応

教育委員会の相談窓口の周知を図り、教育委員会等の行政機関が当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務（役割分担を推進する）

・調査・統計等への回答

校務支援システムのデータ活用を促進し、回答に係る事務負担を軽減する。

・体育館等の施設・設備の管理

管理業務（鍵の貸出等）の民間委託やシルバー人材センター等の活用を推進し、管理職の負担を軽減する。

・部活動

令和8年度から、全ての休日部活動を地域展開する。平日は部活動指導員の配置を拡充する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（効率化を図る）

・学習評価・成績処理

2学期制の導入と通知表所見の簡素化・定型化により、事務的負担を大幅に削減する。

・スクール・サポート・スタッフ等の支援人材の活用

全校にスクール・サポート・スタッフ（SSS）を配置し、プリント印刷や掲示等の周辺業務を徹底して分担する。

・チーム支援の強化

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携会議を定例化し、専門人材による多角的な支援体制を構築する。

（2）学校における措置の推進

① 運営方針の承認

校長が策定する基本方針について、コミュニティ・スクール協議会（CS 協議会）の承認を得ることで、地域・保護者の理解に基づいた改革を行う。

② 教育課程の精選

標準授業時数を踏まえた適正な編成を徹底し、行事の統合や縮小を恐れず断行する。

③ 電話対応の厳格化

18時00分以降（長期休業中は16時30分以降）の留守番電話機能について、完全運用を目指す。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

① 勤務間インターバルの確保

・終業から始業まで11時間の休息確保を強く奨励する。

② ストレスチェック等の実施と医師による面接指導

- ・一定時間以上の在校等時間が確認された教職員については、本人の状況を踏まえ、医師による面接指導等の健康確保措置を実施する。
- ・定期健康診断及びストレスチェックを適切に実施する。
- ・心身の不調が疑われる場合には、産業医等と連携し、必要な対応を行う。

③ 一斉閉校・定時退校

・夏季・冬季の「一斉閉校期間（5日間以上）」の設定、および「定時退校日」の遵守を図る。

7 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ① 本計画については、校長会等を通じて周知を図り、学校現場における理解のもと、着実な実施に努める。
- ② 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、伴走支援する。
 - ・校務支援システム等を活用し、教職員の在校等時間を客観的に把握する。
 - ・校長は、毎月、在校等時間の状況を確認し、必要に応じて業務分担の見直し等を行う。
 - ・教育委員会は、学校ごとの状況を把握し、必要な指導・助言を行う。
 - ・上限を超えるおそれがある場合には、校長及び教育委員会が連携し、業務の整理・改善を図る。
 - ・課題が見られる学校に対しては、市教委担当者が直接訪問し、教職員へのヒアリングや業務の仕分け、校務運営の適正化に向けた具体的な助言を行う。
 - ・校務支援システムの活用や学習支援アプリ等の操作研修の実施など、技術面からの負担軽減をサポートする。
- ③ 総合教育会議等において、本計画の進捗状況を報告し、部局横断的な支援体制を検討する。
- ④ 各学校における働き方改革の取組の推進を図るため、様々な機会を捉えて各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに適切な労務管理やハラスメント防止等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ⑤ 毎年度末に各数値目標の達成状況を評価し、その結果を次年度の重点施策に反映させる。加えて、社会情勢の変化や国の指針の改正、および「第2期潮来市教育振興基本計画」の進捗状況に合わせ、必要に応じて本計画の改定を行う。

8 まとめ

教職員の働き方改革は、単なる労働時間の短縮が目的ではない。それは、教師が「教師にしかできない業務」に情熱を注ぎ、児童生徒一人ひとりと向き合う「心のゆとり」を取り戻すための挑戦である。本計画に掲げた取組の徹底や地域との連携強化は、これまでの学校の当たり前を見直す大きな転換点となる。

教育委員会は各学校の取組み寄り添い、現場の困難を共に解決する伴走者として、

教職員の健康と福祉の確保に不退転の決意で臨む。

潮来市の未来を担う子どもたちのために、まずは教師が輝き続けられる魅力ある学校現場づくりを推進していく。

【参考資料】学校と教師の業務の3分類（文部科学省）

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進